



議員提出第5号議案

大田区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和3年9月15日

大田区議会議長 鈴木隆之様

提出者

大竹辰治

清水菊美

黒沼良光

佐藤伸

菅谷郁恵

福井亮二

荒尾大介

杉山公一

## 大田区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付条例

(目的)

第1条 この条例は、居住する住宅にエアコンがない大田区民に対し、エアコンの購入及び設置に要する費用の一部又は全額を補助することにより、気候変動適応対策の推進に寄与することを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第2条 大田区気候変動適応対策エアコン購入費補助金(以下「補助金」という。)の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 大田区内に住民登録がある個人であること。
- (2) 本人及び同一世帯で生活する者が、補助金の申請を行う年度の3月末日時点において65歳以上であること。
- (3) 自らが居住している住宅において、エアコンが未設置又は設置していても故障等で未設置と同様の状態であること。
- (4) エアコンを設置した住宅が、過去5年以内において本条例に基づく補助金の交付対象となっていないこと。
- (5) 住民税の滞納が無いこと。
- (6) 区から当該エアコンの購入費について、他に補助に係る交付決定を受けていないこと。

(補助の対象となる経費)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、エアコン本体の購入及び設置に要する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付対象者が自ら工事を行った場合は、工事に要した費用は補助対象経費としないこととする。

(補助金の交付額)

第4条 本条例における補助金の額は、補助対象経費から1,000円未満の額を切

り捨てたものとする。ただし、補助金の額の上限は7万円とする。

(住宅の現地調査)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の申請を行う年度の2月末日までにエアコンを設置する予定の住宅について現地調査の予約をしなければならない。

2 区長は、申請者から前項の規定に基づく現地調査の予約があった場合には、その翌日以降のエアコン購入予定日の前日（当該日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。）（以下これらを「休日等」という。）に当たる場合にあっては、当該日の直前の休日等でない日）までに、現地調査を行うこととする。

(補助金の返還)

第6条 区長は、偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた者に対し、補助金を返還させることができる。

(状況調査)

第7条 区長は、必要に応じて当該エアコンの状況調査を行うことができる。

(管理義務)

第8条 補助金の交付を受けた者は、当該エアコンを常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

(その他)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

エアコンがない区民に対して、エアコン設置の費用を補助することにより、気候変動適応対策の推進に寄与するため、条例を制定する必要があるため、この案

を提出する。